

# 「電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則の一部を改正する省令」の概要

## 1 改正概要

電気通信主任技術者規則（昭和 60 年郵政省令第 27 号）及び工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）が引用している電気通信事業法施行令（昭和 60 年政令第 75 号）において、別表の移動が発生することから、所要の改正を行う必要がある。あわせて、今般改正する工事担任者規則第 14 条の 2 につき形式的な変更を行う必要がある。

## 2 今後の予定

令和 8 年 5 月 27 日 施行

※本改正は、電気通信事業法施行令の改正に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号及び行政手続法施行令（平成 6 年政令第 265 号）第 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当するため、意見公募手続は実施しない。